

鳥取県監査委員公告第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 9 項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から監査の結果（平成 18 年鳥取県監査委員公告第 7 号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子

第 1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

1 勧告に係る措置状況

勧 告	措 置 状 況
<p>(1) 使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずること。</p>	<p>監査委員の監査の結果指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成 18 年 8 月 31 日までに行われた。また、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同年 10 月 12 日までに全額返還された。</p> <p>政務調査費返還額 308,566 円</p>
<p>(2) ア 議員は、収支報告書を提出する場合には、出納簿、領収書、県外及び国外に係る旅行の報告書等の証拠書類を添付して議会事務局に提出することとする。</p> <p>なお、旅行における証拠書類の取扱いについては、交通費、宿泊費等の領収書を整備して実費を支出する場合、収支報告書又は出納簿に調査内容等を記載して旅費規程に準じた額を支出する場合、さらにこれらを併用する場合の 3 通りの取扱いがあることから、これらを整理し、明確にすること。</p> <p>イ 議会事務局は、アに基づいて政務調査費の精算を行うこととする。</p> <p>ウ イにより、監査委員が毎年の定期監査において政務調査費に係る監査を行うことができることとなるため、現行の代表監査委員の調査を廃止すること。</p>	<p>鳥取県政務調査費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号。以下「条例」という。）の一部を改正し、下記の内容を盛り込むこととする。</p> <p>① 議長は、収支報告書の内容の調査を事務局長に行わせる。</p> <p>② ①の調査を行うために、議員は事務局長に領収書その他の証拠書類の写しを提出する。</p> <p>③ 事務局長は、報告を受けた証拠書類の写しを①の調査以外の目的に使用してはならない。</p> <p>④ 議長は、事務局長が議員から提出を受けた証拠書類の写しを利用してはならない。</p> <p>⑤ 現行の代表監査委員の調査を廃止する。</p> <p>旅費については、次のとおりとする。</p> <p>① 原則として領収書による実費とするが、領収書の写しが添付できない場合、旅費規程に基づいて議会が標準的に定めた旅費早見表の額（航空機については往復割引額料金、JRについては普通車指定席利用で往復割引料金を前提）を上限とする。</p> <p>② 自家用車利用の旅行については、燃料費及び小修理、車検費用等の必要な維持経費の 6 割を充当の対象とする。</p> <p>③ 県内の宿泊費については、原則として領収書による実費とし、13,300 円（1 泊 2 食）を上限とする。</p>
<p>(3) 政務調査費の対象外経費の再検討を含め、政務調査費の使途や手続き等を体系化した「政務調査費の使途に係る取扱指針」（仮称）を作成し、使途、手続き等を更に明確にし、すべての議員に対して周知徹底すること。</p>	<p>政務調査費の使途や手続き等を体系化した指針（以下「ガイドライン」という。）を作成し、手続等を更に明確にし、すべての議員へ周知徹底する。</p> <p>ガイドラインについては、本年度中の制定に向けて作業を行う。</p>

2 意見に係る措置状況

意見	措置状況
<p>(1) 政務調査活動とその他の議員活動等との経費あ ん分の妥当性について</p> <p>議会は、共通経費について、実態を踏まえたあ んに係る基本的な考え方を検討されたい。また、そ の際には、県民の理解が得られるよう、一定の上限 を定めることも検討されたい。</p> <p>議員においては、自らの経費のあん分率等の考え 方について明確かつ合理的な説明ができるようにさ れたい。</p>	<p>基準設定及び上限の設定は、議員活動が個々で異なる ため、困難である。</p> <p>したがって、電話や事務所経費等政務調査以外の他の 議員活動とのあん分を要する経費については、議員が自 らその考え方を明示する。</p> <p>(意見に係る措置状況の内容は、ガイドラインに盛り込 む。以下同じ。)</p>
<p>(2) 出納簿について</p> <p>議会は、各議員が鳥取県政務調査費交付条例施行 規則（平成 16 年鳥取県規則第 58 号）第 2 条に掲げ る表の区分別（調査研究費等の項目別）に目的、内 容を記載した出納簿を作成するとともに、これを領 収書の写し等の証拠書類と併せて提出することを義 務付けられたい。</p>	<p>収入、支出、残高、使途等の記載すべき事項を定めて、 出納簿を作成する。</p>
<p>(3) 領収書等の整備について</p> <p>議会は、領収書の写しにより支出の目的及び内容 が明確になるよう、その整備方法（項目別の整理、 領収書への目的・内容の付記など）について検討さ れたい。</p>	<p>支出目的や内容がわかる領収書の写しを添付する。</p>
<p>(4) 収支報告書の金額と領収書との不一致に ついて</p> <p>議員は、収支報告書の作成に当たっては、出納簿 や領収書等の証拠書類との照合、確認を十分に行わ れたい。</p>	<p>出納簿や証拠書類との照合、確認を十分に行うよう、 周知徹底を図る。</p>
<p>(5) 県外・国外への旅行について</p> <p>県外及び国外への旅行については、政務調査活動 であることを確認できるようにするため、議員が調 査先、調査の目的、内容等を記載した報告書類を作 成し、証拠書類として提出することについて制度化 されたい。</p>	<p>① 国外については、議員が報告書を作成し、証拠書類 として提出する。</p> <p>② 県外については、目的・内容等を記載した調査先一 覧表を作成し、領収書その他の証拠書類の写しと併せ て提出する。</p>
<p>(6) 補助職員人件費の支出について</p> <p>議会は、議員が勤務日数、勤務時間等の勤務の実 態が明確になる証拠書類を提出することを制度化さ れたい。</p>	<p>① 勤務実態を明らかにするため、領収書の写しに勤務 日数を明示する。</p> <p>② 配偶者については、補助職員の対象から除外する。</p>
<p>(7) 高額な食糧費の支出について</p> <p>議会は、社会通念上妥当と認められる食糧費の考 え方について検討されたい。</p>	<p>領収書による実費とするが、特別の理由がない場合 は、県の食糧費の執行基準を上限とする。</p>
<p>(8) 高額な備品、事務用品及び図書に係る支出につ いて</p> <p>支出の目的、内容等が明確にされていないものは、 県民の理解を得難いものであるため、議員は、出納</p>	<p>① 支出目的や内容がわかる領収書の写しを添付する。</p> <p>② 10 万円以上の高額備品の購入については、政務調査</p>

<p>簿又は領収書において目的及び内容を明確に記載されたい。</p>	<p>費の対象としない。          なお、パソコン、複写機等のリース料金は、政務調査費の対象とする。</p>
<p>(9) 内容が不明な支出について          支出の内容が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるため、各議員は、出納簿又は領収書において内容を明確に記載されたい。</p>	<p>出納簿や領収書の写しに支出の内容を明確に記載するよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(10) 車両の減価償却費への充当について          今後の車両の減価償却費への政務調査費の充当について、全国都道府県議長会から平成13年10月16日付けで出されている「政務調査費の使途の基本的な考え方」を参考にするなどして再検討されたい。</p>	<p>対象外とする。</p>
<p>(11) 対象外経費の支出について          慶弔費等の対象外経費が今後政務調査費から支出されることのないよう、政務調査費の対象外経費について再度説明する等して、すべての議員に徹底されたい。</p>	<p>対象外経費が政務調査費から支出されることのないよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(12) 議会事務局から支出された滞在費等と政務調査活動に係る宿泊費等との使途の重複について          議会事務局は、特に滞在費（平成17年度から応招旅費として改定されている。）の考え方をすべての議員へ再度説明する等、応招旅費や出張旅費等が政務調査の宿泊費等と重複して支出されることのないよう徹底されたい。</p>	<p>重複して支出されることのないよう、周知徹底を図る。</p>
<p>(13) 過年度に支出した経費について          議員は、領収書の日付や内容を確認して、過年度に支出した経費を計上することのないようにされたい。</p>	<p>過年度に支出した経費を計上することのないよう、周知徹底を図る。</p>

### 3 総括的意見に係る措置状況

総括的意見	措置状況
<p>今後、政務調査費に係る新しいチェックの仕組みが速やかに構築され、一層の透明性のもとで、政務調査費が本来の目的に添って有効に活用され、各議員の調査研究の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。</p>	<p>政務調査費は、議員が、住民意思を把握して、議案の審査や政策立案に反映させるために行う、県の事務に関する調査研究活動に要する費用である。          したがって、さまざまな県政課題、議題への対応、政策立案などのために各議員が行う調査研究活動を通して、二元代表制の一方である議会として、審議能力の強化を図るといふ本来の目的に沿って活用されなければならない。          このため、政務調査費に対する議員の自覚を高め、より一層の透明性を確保することにより、県民の理解と信頼される議会づくりに向けて、引き続き努力していく。</p>

勸告	講じた措置
<p>1 本件請求の「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について</p> <p>鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずることを勧告する。その措置状況については、平成 18 年 10 月 31 日を期限として回答すること。</p> <p>2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について</p> <p>政務調査費の適正執行の観点から、不適正な使途への充当を是正させるための措置が必要であると判断し、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次のとおり勧告する。その措置状況については、平成 18 年 10 月 31 日を期限として回答すること。</p> <p>(1) 政務調査費の精算手続等の見直し及びこれに伴う交付条例等の改正</p> <p>ア 議員は、収支報告書を提出する場合には、出納簿、領収書、県外及び国外に係る旅行の報告書等の証拠書類を添付して議会事務局に提出することとすること。</p> <p>なお、旅行における証拠書類の取扱いについては、交通費、宿泊費等の領収書を整備して実費を支出する場合、収支報告書又は出納簿に調査内容等を記載して旅費規程に準じた額を支出する場合、さらにこれらを併用する場合の 3 通りの取扱いがあることから、これらを整理し、明確にすること。</p> <p>イ 議会事務局は、アに基づいて政務調査費の精算を行うこととすること。</p> <p>ウ イにより、監査委員が毎年の定期監査において政務調査費に係る監査を行うことができることとなるため、現行の代表監査委員の調査を廃止すること。</p> <p>(2) 「政務調査費の使途に係る取扱指針」の作成と議員への周知徹底</p> <p>鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、政務調査費の対象外経費の再検討を含め、政務調査費の使途や手続等を体系化した「政務調査費の使途に係る取扱指針」(仮称)を作成し、使途、手続等を更に明確にし、すべての議員に対して周知徹底すること。</p>	<p>勧告のとおり県議会議員 4 名が 10 月 12 日までに、合計 308,566 円の政務調査費を県へ返還したことを確認した。</p> <p>県議会が精算手続等の見直し及び鳥取県政務調査費交付条例(平成 13 年鳥取県条例第 9 号)の改正を行う予定である。</p> <p>県議会が指針を作成するとともに、議員への周知徹底を図る予定である。</p>

と。

-----